

当社が、環境中のコロナふき取り検査(以下「コロナふき取り検査」といいます。)を受託するにあたっては、お客様に以下の約款(以下「本約款」といいます。)にご同意いただきます。つきましては、本約款をよくお読みになったうえでコロナふき取り検査依頼書をご送付ください。当社は、お客様がコロナふき取り検査依頼書を当社に送付されたときは、お客様が本約款にご同意いただけたものとさせていただきます。

#### 【コロナふき取り検査受託約款】

- ・コロナふき取り検査は環境(設備・物品)に付着するウイルス確認専用の検査です。人や動物の感染確認のための検査は受け出来ません。
- ・コロナふき取り検査契約は、当社がコロナふき取り検査依頼書を受領した後、コロナふき取りキットをお客様に送付した時に成立いたします。お客様は、コロナふき取りキットに同梱されたマニュアルに従って正しく採取された検体および検体に関する情報をマニュアルに従って当社に送付してください。
- ・お客様が送付された検体または開示された情報を当社が受領するまでの間に発生した検体または情報の滅失、毀損、品質変化等には、当社は一切の責任を負いません。
- ・ご送付いただいた検体は検査完了後、検査結果のお知らせの送付後に廃棄させていただきます。
- ・代金につきましては、振込手数料をお客様ご負担の上で、当社指定の口座にお振込みください。入金を確認いたしましたら、コロナふき取りキットを送付いたします。
- ・運送時のウイルス拡散等防止の為、コロナふき取りキットの専用容器以外での検体の受け入れはお断りいたします。
- ・当社からのコロナふき取りキット送付後は、検査のキャンセルは可能ですが、送付したキットは使用できないため、代金の返金はできません。
- ・検査状況や検体数によって納期が異なる場合がございます。
- ・当社は、お客様からご同意をいただいたときを除き、ご提供いただいた検体および開示された情報をコロナふき取り検査以外に使用いたしません。ただし、法令の定めまたは権限を有する行政機関等の要請による場合は、お客様のご同意を得ることなく開示することがございます。
- ・天災地変その他やむを得ない理由により、コロナふき取り検査の実施が不可能となった場合には、当社はお客様にその旨を通知し、コロナふき取り検査契約を取り消すことがございます。この場合、コロナふき取り検査の終了にともなう代金、ご送付いただいた検体および開示された情報の取り扱いについてはお客様と協議のうえで決定いたします。
- ・ふき取りにおける夾雑物等の影響により、正確性が低下する可能性がございます。
- ・コロナふき取り検査は、あくまでもご送付いただいた検体についての検査であり、「不検出」であっても新型コロナウイルス(COVID-19)が存在しないことを証明するものではありません。
- ・コロナふき取り検査は、環境中の SARS-CoV-2 遺伝子の存在を分析するPCR検査となります。コロナふき取り検査ではウイルスの活性状態は判断できませんので、検査結果が「検出」の場合であっても、直ちに感染性のあるウイルスが存在することを示す訳ではございません。
- ・報告書記載のコメントおよび判定については、あくまで当社の基準によるものであり、公的な見解ではございません。その旨ご理解いただき、お客様ご自身の責任で報告書をご使用ください。
- ・当社は、送付された検体の受領後から、検査結果の確定についてのみ責任を負い、その使用によって、お客様に直接または間接に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。
- ・本約款は、変更が必要な合理的な理由があるときは、当社ホームページ等において周知した後に変更することがあります。

以上